

令和2年度 第2回安曇野市スポーツ推進審議会 会議概要

1	審議会名	スポーツ推進審議会
2	日 時	令和2年11月27日（金） 午後7時から8時52分
3	会 場	安曇野市役所 4階大会議室東
4	出席者	赤羽高明会長、古澤副会長、加々美委員、松田委員、布山委員、臼井委員、 小林いづ子委員、古川委員、西村委員、麻田委員、藤森委員、 千國委員、赤羽敦子委員
5	欠席者	湯本委員 小林可奈子委員
6	市出席者(事務局)	平林部長、臼井課長、沖主査、中島主任
7	公開・非公開の別	一部非公開
8	傍聴人	1人

協 議 事 項 等

【次第】

- 1 開会 平林部長
- 2 あいさつ 赤羽会長
- 3 議題
 - (1) 公の施設の使用料のあり方について
 - (2) 減免制度の取り扱いについて
- 4 その他
- 5 閉会

【議事】

議題 (1) 公の施設の使用料のあり方について

<事務局から説明>

公の施設の使用料のあり方

事務局 利用者の負担割合について、施設がもつ公益性の観点から、市としてスポーツ施設は75%が適切であるという結論に至った。この割合の考え方は自治体ごと様々である。

前回会議でも少し触れたが「公の施設の使用料のあり方」は庁議により決定し、議会でも説明したものになる。P.8減免制度の取り扱いについては、あくまで政策的な特例措置として扱う場合の基準であり、今後検討する余地がある。

前回会議において、P.2表中スポーツ施設の負担割合64.94%を75%にするという説明をしたが、総務課に確認したところ誤りであったため訂正する。64.94%は現状の結果的な値であり、75%は今後使用料を算定する際に用いる基準値である。負担割合を75%にするというのは64.94%を75%まで引き上げるという意味ではない。

<質疑応答>

委員 事務局からの説明で「負担割合の考え」に相違があるとのことだが、維持管理費の75%を利用者に負担してもらうということで考えていたが、どう違うのか。

事務局 P.2表中は平成29年度から令和元年度までの平均値であり、実績値である。75%というのは、使用料算出のための条件値で、公の施設の使用料のあり方の中では、施設稼働率100%における負担割合75%で使用料を算出している（P.7）。

委員 逆に言えば、施設稼働22.9%・負担割合64.94%というのは、現在の使用料が高いということになるのか。

事務局 そういった可能性も出てくる。

委員 P.2表は稼働率100%とした場合に負担割合64.94%分が市の収入になるはずが、実際には稼働率22.9%のため、実収入は右側の値（18,370千円）になるという意味でいいのか。

事務局 現状（過去3年平均値）の値である。71,106千円は、稼働率22.9%で、条例に規定されている使用料を減免せずに徴収した場合の金額である。その状態における負担割合が64.94%ということであり、そこから減免を適用すると市への収入が18,370千円になるということである。

稼働率100%というのは、常に施設が使用されている状態である。今回の新総合体育館の料金

算出にあたっては、P.5基準単価の設定方法の式にある「年間利用可能時間（開館日数×開館時間）」を100%=4462.5時間、負担割合を75%として基準単価（使用料）を算出している。

P.2表の64.94%は現状の減免前収入を維持管理経費で割った値であり、これを単純に75%まで引き上げるということではない。

この料金算定基準は今後すべてのスポーツ施設で料金見直しの際に適用される基準である。既存施設の料金算出シミュレーションは今後進めていく予定だが、令和3年度に策定される公共施設白書が出来てからでないと正確な数字をはじくことができない。参考値程度であれば平成29、30年度の経費を基に算出可能であるが、正確なものは来年6月の決算後になる。

委員 P.3の式は使用料=経費×負担割合となっているので、施設稼働率は使用料算定に関係ないのではないかと。

事務局 施設全体で掛かる費用を、共用部分を除いた利用可能面積で割り、さらにフル稼働させたという想定のもと、負担割合をかけることで基準単価を算出している。

委員 P.3の経費はほとんど固定費であり、稼働率の影響を受けるのは需用費くらいではないかと。

事務局 経費については固定費が主になる。

委員 P.5を見ると、負担割合25%の施設区分はないと考えられたのか。

事務局 総務課にも確認したが、経費の半分（50%）以上を受益者負担として考え、市として25%に該当する施設は想定していないとのことだった。

委員 3年ごとの料金見直しの際、使用料が大幅に増加した場合に激変緩和措置を設けてあるが、その措置期間はいつまでなのか。その次の改定までなのか。

事務局 激変緩和措置が適用される場合には、次の改定までの3年間はその料金となる。

委員 この度決まった新総合体育館の料金4,000円には消費税は含まれているのか。

事務局 新総合体育館の使用料金は税込みの金額である。P.7の算出例はあくまで例だが、今回の新総合体育館の使用料を決める時も同じ式を用いて算出している。

委員 根拠になっている算出式を確認したい。本当にこの「公の施設の使用料のあり方」に則って算出されたものなのか確かめたい。

事務局 令和2年10月29日福祉教育委員会協議会説明資料【資料2】配布

委員会・議会で説明した新総合体育館使用料の算定根拠資料である。公の施設の使用料のあり方とは同じような時期に作成したため経費等が近い金額になっているが、あくまで公の施設の使用料のあり方の方は例である。

委員 前回いただいた資料3の松本市総合体育館の使用料が2,460円となっているが、メインアリーナ全面は4,920円だったと思う。

事務局 松本市総合体育館の場合、2時間あたり4,920円となっている（ホームページ）。比較し易くするため、1時間あたりに直した金額を資料には掲載している。

【議事】

議題（２）減免制度の取り扱いについて

<事務局説明>

資料 1、資料 2

<質疑応答>

委員 減免については以前から何回も議論をしてきているが、当初、利用者負担50%というのを念頭に置いていた。今回の改定案とこれまでのものとでどれだけ金額的に違ってくるのか知りたい。一番心配なのは、長期的に見た場合に、減免によって維持管理費が賄えなくなってしまうことだと思う。

事務局 これまで何度も議論をしていただいたが、新しい基準が示されたことで、方向性が少し変わってしまった部分もあり申し訳ない。
資料 1 の減免率を基に収入額等を算出した資料を次回会議までに作成したい。

委員 資料 2 表 4 の通りとすると、スポ少・体協の支払額は9,600円になるとのことだが、豊科南社会体育館が解体されることで、それまで使用していた団体が新総合体育館を利用する場合、非常に負担が大きい。定期利用団体には高齢者も多く、新総合体育館ができれば活動をやめるといふ声も聞いている。その辺の措置は考えてもらえないのか。見直すべきところがあるのではないか。

事務局 利用料金については条例の金額を上限として指定管理者と協議して決めていくが、既存体育施設より高くなることも予想される。その場合に、豊科南社会体育館利用団体のみに優遇措置をとることが可能か否かは様々な観点から論議をしなければいけない。

委員 豊科南社会体育館を解体しないというわけにはいかないのか。

事務局 公共施設再配置計画の中で、施設の改修・解体が検討され、市全体として施設の維持管理費削減が進められている。豊科南社会体育館は耐震化もされておらず、利用者の安全を確保し、維持し続けるには多額の費用が掛かってくるため難しい。

委員 現在、豊科南社会体育館を使っている団体が9,600円/月になって今後も使うとは思えない。南社会体育館を利用していたスポ少団体が、現在と同じように新総合体育館を利用した場合、スポーツ推進としてその金額が、こども育成の負担額として正しいのか。

事務局 ご意見として真摯に受け止め、考えたい。

委員 これまでの審議会は各団体の状況等を加味しながら、利用者の減免割合を考える会だったと思う。しかし、今は議論してまとめていくという場ではなく、いろんな意見を出してもらい行政がそれ受け止める場になりつつあるような気がする。審議会の方向性を確認したい。
公の施設の使用料のあり方で示された減免基準について、委員は意見を出し、市はそれを受け止める場とするのか、これまでのように、団体ごとの減免率を話し合っ決めて、試算して、目標額に達するよう調整していく場とするのか、明確にしたい。

委員 まず、公の施設の使用料のあり方に示されている減免率が、そもそも変更できるものなのか否かをはっきりさせた方がいいのではないか。

委員 第 1 回審議会で、事務局から変更できるものと聞いている。各団体の減免率は今後の審議会の中で決定していくことだと理解しているが実際はどうなのか。

事務局 これまで審議会では減免率を見直し、収入目標額になるように減免率を調整してきたが、現在はそうではないことを理解していただきたい。
公の施設の使用料のあり方は、新総合体育館ありきのものではなく、今後の市施設使用料を見直す際の基準となるものである。意見を聞くだけでなく、その中で減免率について話し合っいきたいと考えている。審議会の総意として「〇〇〇団体の減免率が50%では低い。」ということであれば、市として受け止め、然るべき機関に諮っていくことになると思われる。

委員	審議会として何か結論を出すということでもいいのか。
事務局	<p>それが全て規則に反映されるか否かは別として、そういったことでもいいかと思う。しかし、それには根拠となる数字を示していかなければならない。</p> <p>認識を共有したい。これまでの審議会では減免後の収入額に着目し、各団体の減免率を議論してきたが、公の施設の使用料のあり方では、減免前における負担割合が75%であり、減免後の収入額がいくらになるのかは政策的な考え方だとされている。減免後の市の収入がいくらになるのかを参考として確認することはできるが、以前の「50%を目指す」という方針はなくなったと認識していただきたい。</p>
委員	他の委員からも要望のあったように、これまでの審議会でも議論してきた「減免率改定案（審議会案）審議中」の表に資料2の減免率を当てはめた試算資料を作っていただきたい。
事務局	実績値を基に、資料2の減免率を適用させた場合にいくらになるという試算は可能である。次回以降提示できるよう作成を進めるが、それはあくまで参考値としていただきたい。
委員	新しい体育館ができたはいいが、維持管理費が確保できず老いぼれていくということがないよう、少なくとも維持管理費の50%を受益者負担で確保するというポリシーがないといつまでたっても施設はよくなる。減免の結果、負担率が下がってしまうようではいけない。
委員	市の負担、利用者の負担、各団体の事情等をどう調整し市の方針に近づけるか考えていった方がいいのではないかと。単に安くなればいいということでもない。市の考えについて全員で知恵を絞っていく話し合いになればいいと思う。
事務局	要望のあった資料等について用意したい。頂いた意見については内部でも検討し、市としての考え・方向性を今後の会議で示していきたい。